

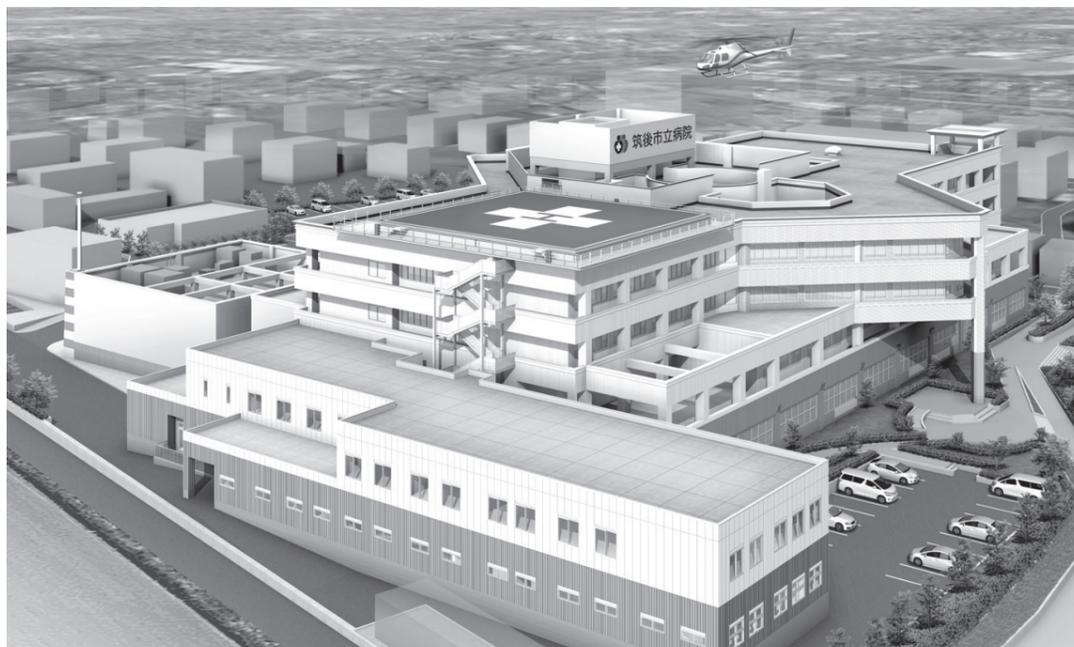
平成25年  
**3月定例会**  
 2月28日～3月22日

# 25年度当初予算成立！ 一般会計は昨年比4.6%増

## 『市立病院中期計画の変更』は、いったん撤回のうえ議決

3月定例会では、市が25年度の重点施策に位置づけた10の施策を含めた「積極型」の予算が審議されました。自主財源比率は改善しているものの、公債費依存度は上昇しています。議会の権能である「市政の監視権」を十分に発揮して、今後の筑後市の財政運営を注視してまいります。

**3月議会トピックス**  
 今議会では、議案第34号「地方独立行政法人筑後市立病院中期計画変更の認可について」が議論の中心となりました。3月11日の議案質疑では、積算根拠の答弁をめぐり、たびたび議事が中断。この日はいったん散会し、翌日冒頭に市長から「積算根拠が誤っており、議案全体に影響する。いったん撤回のうえ、再度提案させていただきます」と説明があり、議案の撤回が了承されました。21日に、訂正された議案が37号議案として再提案され、審議の結果全員賛成で可決しました。今回の議案は、八女・筑後地区地域医療再生計画により中期計画の変更が生じたことから、地方独立行政法人法第83条の規定により、議会の議決を求めるものです。



「ヘリポート・ICU病棟等が整備される市立病院」  
 (南西側から見たイメージ図)

**議案第5号**  
 筑後市道路構造の基準に関する条例制定について  
 (全員賛成 原案可決)

地域主権一括法における道路法の改正に伴い、国の法令で定められていた特定項目に係る構造基準を除く市町村道の構造基準が市の条例に委任されました。このため県の基準を参考にして制定するものです。

**問** 県の基準を参考にしたというが、市独自の基準は考えなかったのか。  
**答** 今後、変更もあり得る。

**議案第9号**  
 筑後市職員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 (全員賛成 原案可決)

平成28年度から筑後地域の10市4町1村で、消防救急無線のデジタル化及び通信指令業務の共同運用が開始されます。このため筑後市消防本部から2名を派遣することになり、消防本部職員の定数を2名増員するものです。



現在の通信指令室  
 (消防署2階)

**議案第12号**

筑後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 (賛成17 原案可決)

市長20%、副市長及び教育長10%の給料減額を引き続き実施するものです。

**問** 「下げればいい」と

は思わない。国は給料を上げよと言っているのに、逆行ではないか。  
**答** 景気回復が筑後市に具体的に来ているとは思えない。

**議案第13号**

筑後市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 (賛成17 原案可決)

職員が刑事事件に關し起訴され、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職となった場合、支給することができず、支給することができなくなるよう改正するものです。

**議案第16号**

筑後市条例の一部を改正する条例制定について  
 (全員賛成 原案可決)

入湯税の減免規定に關し、市内鉱泉浴場において、無料で利用できる「足湯」が整備されたことに伴い、この施設の利用者に入湯税を課さない規定を定めるものです。

併せて、学校教育上の見地から行う修学旅行その他の行事等への参加者に対する入湯税を課さない規定を定めるものです。

**問** 別府や雲仙といった有名温泉観光地でも同様にしているのか。  
**答** 他の温泉地を持つ自治体でも同様である。総務省作成の条例案を参考に規定した。



「恋ぼたる温泉館」の足湯